

釜石地方振興局長告示第 24 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、岩手県漁港管理条例（昭和 38 年岩手県条例第 52 号）第 12 条第 1 項第 2 号の規定により知事が指定した指定漁港施設の使用料の収納事務を平成 20 年 9 月 1 日次のとおり委託した。

平成 20 年 10 月 31 日

釜石地方振興局長 若 林 治 男

指定漁港施設	受託者	
	住 所	名 称
小白浜漁港の指定漁港施設	釜石市唐丹町字小白浜 533 番地	唐丹町漁業協同組合